

(お知らせ)

2022年6月30日
九州電力送配電株式会社

建設工事等に伴う建設用防護管取付に係る申込方法及び費用負担の変更について

現在、当社の架空配電線等の近くでの建設工事等において、クレーンや工事用足場等をご使用の場合に必要な電線路等への建設用防護管の取付は、労働安全衛生法や建設業法等により作業者の感電等を防止するための安全措置を講じる義務(*)を負われる事業者さまから、当社に防護管（シート類含む）の取付のお申込みをいただいております。

これまで当社は、この申込みを受け、防護管の取付と撤去の工事（以下、防護管取付工事という。）および費用負担を行ってまいりましたが、この度、一般送配電事業者としての公平・中立な立場を考慮した結果、2023年3月末にこれらの対応を終了することといたしました。

当社は、防護管取付工事を終了いたしますが、事業者さまが引き続き防護管の取付工事を円滑にお申込みいただけるよう、新たな有償サービスを段階的に整備してまいります。

具体的には2022年7月1日（金）以降の防護管取付のお申込み分から、防護管事業会社（株式会社 九電送配サービス）に直接お申込みいただくよう変更いたします。

また、2023年4月1日（目途）以降のお申込み分から、各事業者さまに工事費用をご負担いただき、防護管事業会社に取付・撤去費用をお支払いいただくよう変更いたします。

詳細につきましては、別紙「建設工事等に伴う建設用防護管取付に係る申込方法及び費用負担の変更について（お知らせ）」をご覧ください。

当社は引き続き、電気事故防止の活動に取り組んでまいりますので、感電災害防止、停電事故防止へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(*) 労働安全衛生法や建設業法等において、労働災害の防止（感電防止）や公衆災害の防止（電線等の損傷防止、電線等の損傷・接触による停電事故防止）の観点から、建設工事等を行う各事業者さまには防護管取付などの安全措置を講ずる義務が課せられています

以上